

南部町条例第 2 2 号

南部町活性化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

南部町長

陶山清孝

南部町活性化施設条例の一部を改正する条例

南部町活性化施設条例（平成 1 6 年南部町条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笹畑直販所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。